

シムシユ

占守島の戦闘

—第2次世界大戦後の新たな戦争—

目次

- 1 はじめに
- 2 北方領土問題を巡る国際社会の認識ギャップ
- 3 占守島における戦闘から考察する国際法上の領土主権問題
- 4 国際法上の問題点
- 5 おわりに



小松 啓一郎
(在英コマツ・リサーチ・
アンド・アドバイザー代表)

1 はじめに

昨年(2016年)12月15日にロシアのウラジミール・プーチン(Vladimir Vladimirovich Putin)大統領が、安倍晋三総理の選挙区である山口県を訪問した。これに先立ち、日本国内では数か月間にわたってメディアを中心に北方領土問題の解決に向けて何らかの進展があるものとの期待感が盛り上がっていた。具体的には、4島の一括返還ではなくとも2島返還で先行するのか、あるいは領土問題が解決して平和条約の締結まで進むのか、多くの論評が飛び交っていた。

しかし、同時期のロシア国内では北方領土問題について、事実上、報道すら無いという大きなズレがあった。実際のところ、日口間に限らず、日米間でも、日欧間でも、このようなギャップの存在は頻繁に見られることであり、情報のグローバル化に疑問を呈さざるを得ないことも珍しくない。

そのような状況下、北方領土問題については、第2次世界大戦終了後70余年にもわたって、盛り上がり沈んだりの繰り返しであった。

日本側でしばしば聞かれる歴史的経緯は、北方領土4島(正確には国後島、択捉島、歯舞群島¹、色丹島の主要な4島)等が、同大戦終結後になってから不当にも旧ソ連によって占領されてしまい、日本側がその復帰を目指して延々と領土主張を続けてきたというイメージが一般的である。そして、旧ソ連軍が終戦後に北方領土を占領したと聞けば、普通はまず、その4島に敵対的に上陸してきたというイメージを抱くことになるが、それ以上のことを知る日本人は非常に少ない。

実際には、これら4島で戦闘があったわけではない。

筆者自身も、4島占領の直前に、千島列島の最北端に位置する^{シムシユ}占守島で日ソ両軍の激戦が発生したことは比較的最近まで知らなかった。しかし、英国に住むようになって20余年が経ち、その間に日本の歴史であれ、文化であれ、外交であれ、政治・経済であれ、様々な事柄を外国人から聞かれる機会やコメントを求められる経験が絶え間なく、「知らない」では済まされないことも多かった。筆者が占守島の戦闘にも想いを馳せるようになったのは、そのような日々の中であった²。

2016年夏に繰り返し北海道の根室周辺に出向いて調査を開始した筆者は、4島か、2島かという問題意識よりも、むしろ、法的には4島に限定せず、ウルップ島以北の千島列島も含めた全島返還を求めていくところに正当性と国際的説得力があるのではないかと考えるようになった。全島返還と言えば、日本では共産党や旧社会党が主張してきたことであり、また、一部の右翼勢力も主張してきたところであった。しかし、筆者自身は右派や左派というイデオロギー的な立場から北方領土問題について考えるよりも、まずはそのような次元の視点から離れ、冷静に国際法上の観点から占守島戦の位置付けについて考え、この戦闘がその後の日口

1 「歯舞諸島」とも呼ばれるが、本稿では外務省資料に基づき「歯舞群島」と表記する。
2 本稿では、多くのことが未だ不明、或いは調査を要する事項の多い課題を扱っているほか、政治的に微妙な立場にある情報源等からも多くの知的ヒントを得て思考を組み立てている。そのため、必ずしも、特定の情報源の個人名や組織名等を記述する許可を得ていない。これは、いわゆるチャタム・ハウス・ルールと呼ばれる。「チャタム・ハウス・ルール」とは、日本国内で馴染みの「オフレコ」(off the record)とは異なり、発言者名等の情報ソースを明らかにしない限り、その発言者や情報提供者から得た内容を引用・紹介することが許され、または、敢えて情報ソースを明らかにする場合には内容を明らかにしてはならない、とするルールである。これは世界的に知られているルールであり、英国王立国際問題研究所(RIIA: The Royal Institute of International Affairs)の現所在地チャタム・ハウス(ロンドン市内)に因んで名付けられたものとされている。

関係に及ぼす意味について整理しておくことが必要だと感じている。

一般的には殆ど知られていない占守島の戦闘とは、日本国内において第2次大戦の終戦日とされる1945年8月15日から数日後にあたる同18日未明に始まった激戦のことである。これは、旧ソ連軍が同日未明に突如として占守島に銃砲撃を伴って上陸したことにより、同島の日本軍守備隊と激突した結果であった。

当時、日本側はこの衝突を同大戦の延長線上の戦闘と解釈したため、「終戦後の戦闘」を停止すべく、約3日間の戦闘で勝った、あるいは守備に成功した日本軍守備隊に対し、旧ソ連軍への「降伏命令」を伝えた。そのため、戦闘の勝者（日本軍）が敗者（旧ソ連軍）に「降伏」して大量の捕虜を出すという珍しい事態となった。

本稿では、千島列島の最北端である占守島での死闘の持つ法的な意味が、第2次大戦の延長線上に位置づけられるべき戦闘ではなく、全く別の新たな領土防衛目的の戦闘であったと考える。しかも、それは日ソ両国という「国家」対「国家」の正規戦ではなく、日ソ中立条約（締結は1941年=昭和16年）に反する違法な旧ソ連軍の武力行使という「テロ行為」に対し、日本軍の占守島守備隊が「警察行動」として鎮圧を試みたものと解釈する。

つまり、これは日本側の「戦勝」と言うよりも「鎮圧に成功」という事態であった。言うまでも無く、本稿で試みる議論はあくまでも法的な側面から見た論理であり、日本国家が今後の対口交渉の中でどのような合意点や落としどころを見出すか、という外交的な判断とはまた別の観点からのアプローチである。

いずれにせよ、本稿は現時点での粗削りの試論として提示するものであり、筆者としては今後も調査を続けて思考を深めていきたいが、これを機会に様々な議論が展開されるようになることを期待してやまない。

2 北方領土問題を巡る国際社会の認識ギャップ

まず、北方領土問題の歴史的経緯と国別の認識ギャップについて、整理しておきたい。また、歴史的経緯から生じた各地域名称の変遷と定義についても併せてまとめておきたい。

(1) サンフランシスコ平和条約までの日口間の国境変遷を巡る日本側の認識をまとめると下表のとおり。

表1 日露間領土変遷を巡る日本側の認識

		ウルップ島以北の全千島列島 (北千島・中部千島)	国後島・択捉島 (南千島)	歯舞群島・色丹島	南樺太	樺太北部
①	1855年 日魯通好条約	ロシア	ロシア	日本	日本	共同統治 (全島)
②	1875年 樺太・千島交換条約	日本	日本	日本	ロシア	ロシア
③	1895年 日露通商航海条約	日本	日本	日本	日本	ロシア
④	1905年 ポーツマス条約	日本	日本	日本	日本	ロシア
⑤	1951年 サンフランシスコ平和条約	放棄 (返還先定めず)		日本	日本	放棄 (返還先定めず)
		千島列島		北方領土		

※露西亜（ロシア）帝国、旧ソ連、ロシア連邦を「ロシア」と表記
 出所：外務省「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集」<http://mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/1992.pdf> を基にコマツ・リサーチ・アンド・アドバイザー（以下「KRA」）作成。

千島列島（北千島・中部千島・南千島）

いわゆる千島列島については、かつて北千島・中部千島・南千島という区分が使用されていた時期があった。

日本と帝政ロシアの間で最初に結ばれた日魯通好条約（1855年=安政元年）では、択捉島とウルップ島の間に国境が定められたため、南千島に属していた国後島・択捉島は日本領となり、ウルップ島以北の全千島列島（最北端の占守島から最南端のウルップ島まで）がロシア領とされた（表1-①）。他方、同条約では樺太全島が両国の共同統治とされた。

その20年後の樺太千島交換条約（1875年=明治8年）においては、日本側が樺太の主権を全面的に放棄する一方、ウルップ島以北の全千島列島をロシア領から日本領に編入することになった（表1-②）。この新条約が締結された主要な背景事情の1つとしては、それまで共同統治下にあった樺太でのロシア人の人口が急激に増大し、実質的にはロシア側の影響力が経済面も含めて圧倒的に強まっていくことを不可避と判断した日本政府が、むしろ樺太全島を放棄し、その代わりにウルップ島以北の全千島列島の獲得を意図した面もあった。

更に、その20年後の日露通商航海条約（1895年=明治28年）でも、幕末の日魯通好条約を無効とし、樺太千島交換条約の効力が有効であるこ

とを宣言した(表1-③)。これにより、日口間では日本側が樺太全島を放棄して北方領土およびウルップ島以北の全千島列島を獲得する国境が再確認されたことになる。

その10年近く後の日露戦争(1904年~1905年=明治37年~明治38年)では、日本側が奉天会戦や日本海海戦で「戦勝」はしたものの、陸海軍とも消耗し尽くし、経済的な継戦能力も限界に達しつつあった。しかし、米国によるタイムリーな仲裁のお蔭で日本側が戦勝国扱いとなった。その結果、ポーツマス条約(1905年=明治38年)では紆余曲折の交渉経緯はあったものの、結果的には樺太の北緯50度以南の南樺太が日本領に編入され、同島の北半分はロシア領として残ることになった(表1-④)。なお、樺太の歴史的・文化的風土は、日口両国の影響が及ぶ以前から、北部がギリヤーク族を中心とする居住領域であり、南部がいわゆる樺太アイヌを中心とする居住領域でもあり、厳密に北緯50度が区分線になってはいなかったものの、全島が同一の文化社会であったわけでもなかった。

その後の太平洋戦争(1941年~1945年=昭和16年~昭和20年)では敗戦国となった日本側が連合国との間で締結したサンフランシスコ平和条約(1951年=昭和26年)により、千島列島および南樺太の主権を放棄することになった(表1-⑤)。

しかし、この「千島列島」には、南千島(国後島・択捉島)は含まれていないという日本政府の公式見解が「昭和31年2月11日第24回国会衆議院外務委員会における森下外務政務次官答弁³⁾(1956年2月)の中で明示された。

また、その約1カ月後の同3月10日、外務事務次官(条約局長)であった下田武三氏が、第24回国会衆議院外務委員会⁴⁾において、初めて歯舞群島・色丹島・南千島(国後島・択捉島)を総称して「北方領土」という名称を使用した。

更に、外務省は8年後の昭和39年6月17日付事務次官通達⁵⁾(1964年6月)

3 「昭和31年2月11日第24回国会衆議院外務委員会議事録第4号」<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/024/0082/02402110082004.pdf> (as of 14 March, 2017).

4 「昭和31年3月10日第24回国会衆議院外務委員会議事録第18号」<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/024/0082/02403100082018.pdf> (as of 14 March, 2017).

5 「昭和39年6月17日付外務省事務次官通達」、『増補・北方領土問題資料集』、昭和41年6月30日発行、243頁。(国立国会図書館にて同館司書のアドバイスを受けた上で調査したものの、第一次資料が発見されなかったため、同図書館所蔵の第二次資料から引用する。)

により、「国後、択捉両島を南千島と呼ぶことは、これら両島があたかもサンフランシスコ条約によりわが国の放棄した『Kurile Islands』の一部であるかのごとき印象を与え、無用の誤解を招くおそれがあり、北方領土問題に関するわが方の立場上好ましくない。」として、国後島・択捉島を南千島と呼ぶことは廃している。

よって、現在の日本側の認識で言う「千島列島」とは、ウルップ島以北の全千島列島(表1中の「(北千島・中部千島)」の部分)を指すものとなっている。

国後島・択捉島(南千島)

日本の外務省は、日本と帝政ロシアの間で結ばれた日魯通好条約で国境線が確定した背景事情に関し、「当時自然に成立していた択捉島とウルップ島間の両国国境をそのまま確認⁶⁾したものである」としている。現在の日本政府は、この国境線が日口間の最初の領土関連条約で定められたことから「固有の領土」(inherent territory)論の根拠としており、歴史的に一度も外国の領土になったことが無い点を強調している。

これらの経緯から生まれた現在の日本の「固有の領土」論による北方領土4島または2島の領有という概念が、果たして国際社会にどこまで通用する論理であるかが本稿の論点の1つとなる。領土主権を確定する要素の1つが国際承認とされているためである。

歯舞群島・色丹島

行政上、歯舞群島および色丹島は、北海道庁に属していた。また、地殻的にも北海道の一部であり、千島列島の一部ではない。

その意味では、歯舞群島・色丹島は国後島・択捉島と性格的に異なる地域ともされている。これが「2島返還論(歯舞群島・色丹島のみの返還を要求)」の根拠にもなっている。

サンフランシスコ平和条約での千島列島・南樺太の主権放棄

日本側は1951年のサンフランシスコ平和条約で「千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部およびこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原お

6 外務省 HP「北方領土問題の経緯」http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/hoppo_keii.html (as of 14 March, 2017).